



鷲見 宗重 議員

教育行政について

問 学校給食の放射能測定については回数にしても1年に1回もしくは2回の測定では、安全な給食という点で、疑問があり、学校給食の放射能測定は測定器を購入し、自分で計るべきでは、

答 農産物の集荷制限がかなり解除されてきている状況であるので、今の段階では独自に測定器を購入してまで測定する必要はないと考える。

問 学校給食は「義務教育はこれを無償とする」という憲法から見て、無償にすべきと考えます。消費税分とか、食材高騰の分は補助をすべきでは。

答 義務教育の無償については昭和39年の最高裁の判例では憲法の義務教育は無償とするとの規定は授業料のほかに、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならぬことを定めたものと解することはできないとされている

から、学校給食を無償化する考えはない。

問 地方教育行政法の影響については、大綱は国が制定する教育振興計画を参酌するとしている。教育大綱の扱いは。

答 今回の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正について、「大綱は」を策定することが改正点の1つとなっている。「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整して策定するもの。

中小企業振興について

問 高浜市においても中小企業振興条例のようなものを制定すべきでは。

答 本市においては、産業振興条例を平成25年1月1日施行している。

産業振興条例は中小企業への支援は勿論のこと、農業・観光施策を含め、工業、農業、観光が連携し、各産業の枠を超えた取組みにより本市の産業全体の、事業者の振興を目的とした条例である。よって、中小企業振興条例を制定することは考えていない。



小嶋 克文 議員

教育行政について

問 体育の授業中や部活動の練習中、熱中症で倒れ救急車で搬送されたニュースがよく報道されます。気温によって、運動制限の基準もあります。学校ではどのように熱中症予防に取り組んでいるのか。

答 日本スポーツ振興センターによる熱中症予防運動指針によると、31度以上35度未満では、激しい運動は中止、35度以上では、運動は原則中止です。気温や熱中症注意情報や警報等の情報を参考に生徒の指導を行っている。特に夏季の部活動においては、体育の授業時間より長いので、30分から40分をめどに全員が休憩し、水分補給できる時間を確保して指導している。

問 今年の夏、体育の授業・部活動において熱中症で体調を悪くした生徒はいるのか。

答 両中学校で、体育の授業や部活動中において、熱中症やそ

の疑いで体調不良を訴えた生徒は9名。

問 運動中、心停止をした心臓の蘇生を目的にしたAEDがありますが、市内で使用された事例はあるのか。

答 今年の1月に体育センター近くで倒れた人が、AEDによって救命処置を受け、無事蘇生されている。

問 スマートフォンは、使い方によっては大変便利なツールであるが、長時間の使用や誤った使用は学力低下を招き、危険な事態に遭遇する可能性を是らんでいます。市内の小中学生のスマートフォン等の保有・使用状況は。

答 小学生は27%、中学生は47%が保有している。平日の使用状況では、3時間以上使用している中学生は25%。休日になると中学生の39%が3時間以上使用している。

問 学校としては、どのように指導を行っているのか。

答 各学校において、児童生徒を対象とした携帯・スマートフォンの使用に関する安全教室の開催など、いろいろな対策を実施している。

